

京都市立白河総合支援学校 産業総合科 学校生活のきまり

1. 登校・下校について

(1) 午前8時45分までに登校する。

通学経路や利用交通機関について届け出ること。 産業現場実習等、

特別な事情のない限り、届け出た経路で登下校すること

(2) 公共交通機関を利用して（近隣の場合は徒歩）通学する

2. 服装について

(1) 職業学科生としての服装と身だしなみに努める（いつでも企業の面接を受けられるようにしておく）

(2) 本校指定の標準服を着用する

《冬服》ブレザー・ズボン・スカート・ネクタイ・カッターシャツ

《夏服》ズボン・スカート・ネクタイ・カッターシャツ

3. その他

(1) 持ち物は学校生活や学習に必要なもののみにする

○学校生活のきまりがある理由は、
・学校生徒みんなが安全に学校生活を送るため
・社会に出たときの練習のため です。

令和5年7月21日 白河総合支援学校 生徒一同